

日医FAX ニュース



日医FAXニュース
編集・発行：日本医師会(03-3946-2121)

■ 再検証対象病院から7病院を除外

— 公立公的の具体的対応方針で通知 —

厚生労働省は1月17日、都道府県に対し「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」と題する医政局長通知を発出した。同時に各都道府県の公立・公的医療機関等の診療実績データの分析結果（公立・公的医療機関等リスト）と、民間医療機関の診療実績データも提供した。公立・公的医療機関等リストを精査した結果、当初424病院が対象となっていた再検証対象医療機関に増減が生じ、現時点で7医療機関が再検証対象医療機関から外れる見込み。新たに対象になる医療機関は示していない。

● 東京都済生会中央病院など

対象から外れる見込みなのは、▽東京都済生会中央病院（東京都）▽JA静岡厚生連遠州病院（静岡県）▽岩国市医療センター医師会病院（山口県）▽徳島県鳴門病院（徳島県）▽宗像医師会病院（福岡県）▽熊本市立熊本市市民病院（熊本県）▽杵築市立山香病院（大分県）—の7医療機関。

厚生労働省は9月に再検証を要請する424病院

を公表した。その後、厚生労働省と都道府県でデータの確認を進めており、現在、各都道府県に最終確認を依頼している。最終確認を終えて確定版のリストとする。厚生労働省は▽公立・公的医療機関等の一部データの入力漏れ▽紙レセプト（公費等）の手術実績の追加▽病床機能報告の病棟名・病棟ID等の確認を踏まえた追加—を精査した。【メディファクス】

■ 約20医療機関が再検証対象に追加

— 厚生労働省 —

厚生労働省は1月17日、公立・公的医療機関の具体的対応方針の再検証に関する通知を都道府県に発出したことを受けて会見し、新たに約20医療機関が再検証対象医療機関になる見込みだと発表した。ただ、新たに対象となる医療機関は公表せず、確定版や民間医療機関の診療実績データなども公表しない。医政局地域医療計画課の鈴木健彦課長は424病院を公表した後、「住民の不安を惹起した」などの意見が寄せられたとし、「あえて積極的な公表は行わない」と説明した。「出し方に問題があった点は反省している。今回の提供は慎重に対応した」と述べた。

都道府県に提供した民間医療機関の診療実績データは「病床機能報告で高度急性期、または急性期病床を持つと報告した民間医療機関の診療実績データ」と「公立・公的医療機関等と競合すると考えられる民間医療機関リスト」の2つ。実績データは基本的に公立・公的と同様の項目で約3200医療機関、競合リストは約370医療機関が対象。再検証対象医療機関に増減が生じた理由はデータの追加のほ

か、厚労省で入力漏れがあったと説明した。

通知では、厚労省の分析結果で公立・公的医療機関の将来担うべき役割などを機械的に決めるものではないなどとあらためて明記。2020年度から25年までの地域医療構想調整会議の具体的な進め方などについては、厚労省で整理してあらためて通知するとした。

【メディファクス】

■ 厚労省の提出予定法案は4本

— 通常国会 —

厚生労働省は1月20日に開会した通常国会に、賃金請求権の消滅時効期間などを延長し、経過措置を講ずる「労働基準法の一部を改正する法律案」など4法案を提出する方向だ。同法案は、今年4月に民法の一部改正が施行されることに伴い、未払い賃金の請求ができる遡及期間（消滅時効期間）を現行の2年間から5年間に改正するためのもの。医療機関や介護施設を含む全ての事業者が対象となる。労基法改正案では、未払い賃金の遡及期間を2年間から5年間に一気に延長すると企業などへの影響が大きいため、経過措置として遡及期間を「当分の間、3年間」とする規定も盛り込む見込みだ。

このほか、厚労省が提出を予定しているのは▽雇用保険法等の一部を改正する法律案▽年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案▽地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案一で、予算関連は「雇用保険法等の一部を改正する法律案」の1本のみ。現時点で、医療法改正案の提出予定はない見込みだ。

また、厚労省は「難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」についても提出を検討している。

【メディファクス】

■ 「スケジュールありきではない」

— 働き方改革議論で吉田医政局長 —
厚生労働省の吉田学医政局長は年頭に当たりメディファクスの取材に応じ、今年も検討を継続する医師の働き方改革の議論について「スケジュールありきではない」と言明した。検討会の議論や関係者の理解・調整を踏まえた上で丁寧に進めていく考えだ。地域医療構想の実現へ具体的な対応方針の再検証を求める公立・公的等424病院への「要請通知」は、発出に向けた最終段階にあるとした。

厚労省の「医師の働き方改革の推進に関する検討会」は、当初予定していた昨年中の取りまとめを見送った。今年度研究班による、約14万人の医師を対象にした新たな「医師の働き方実態調査」を踏まえてさらに議論を深めるなど、検討会の構成員や関係者の問題提起に応え、一層の理解を得ることが必要だと判断したためだ。

吉田局長は検討会の取りまとめについて、医師の時間外労働の上限規制が2024年度に始まることを考慮すれば「関係者に少しでも早い取り組みをお願いしたい。必要なルール作り・法的整備は着実に進めていくのが基本」と述べた上で「スケジュールありきではなく、検討会を含めた関係者の議論と理解をいただき、一つ一つ進めるべきだと考えている」と思いを語った。また、主に検討会で議論され

る「ルール作り・法的整備」の関連事項以外に、働き方改革の取り組みを後押しするため、来年度政府予算案に盛り込んだ事業や診療報酬改定があるとし「着実に進むよう、並行して取り組んでいく」と表明した。

地域医療構想の実現へ向けては、具体的対応方針の再検証を公立・公的等424病院に求める要請通知を近日中にも発出する。再編統合の必要性が特に高い公立・公的病院がある構想区域などを指定する「重点支援区域」については「地元・地域の方々に、公立・公的を含めた構想の具体化へ前向きに取り組んでいただくという意味で、関係自治体からの声に応じて指定することになる。1回きりではなく、数回にわたり指定する」と解説。重点支援区域に決まった区域については、来年度予算案による全額国費の病床ダウンサイジング支援がより手厚く活用できるほか、「地域医療介護総合確保基金の採択に当たり、どのような形で加味できるかなども並行して議論を進める」と述べた。

吉田局長はインタビューの中で「今年は昨年に引き続き、25年や40年を展望して医療の在り方を考える際に、大きな節目となるような議論・取り組みを進める年になる。関係者の方々とこれまで以上に丁寧にコミュニケーションを取りたい」と抱負を述べた。

【メディファクス】

■ 新型コロナウイルス症例が初確認

— 厚労省 —

厚生労働省は1月16日午前、新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生を国内で初

めて確認したことを受け、記者会見を開いた。患者は中国湖北省武漢市の滞在歴があった。厚労省の担当者は今回の症例発生などを踏まえ、医療機関が保健所に相談もしくは報告すべき症例について専門家と議論し、現在の方針から変更の必要があれば医師会などに通知を発出すると説明した。

国立感染症研究所などによると、現在、発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状があり、発症から2週間以内に武漢市内を訪問もしくは、武漢市の新型コロナウイルス患者またはその疑いがある患者と2メートル以内での接触歴がある症例を、新型コロナウイルス関連肺炎の疑い例と定義している。

疑い例についてはインフルエンザなどの一般的な呼吸器感染症の病原体の検査を行う。その結果、陰性・重症であり疑似症サーベイランスの対象の定義を満たした場合には、医療機関が保健所に報告する方針を取っている。画像検査などで肺炎と診断された場合には中等症以上と考えられることから、疑似症サーベイランスにおける「重症」の定義に合致しない場合でも、同サーベイランスの運用について保健所に相談する方針になっている。

国内で確認した患者は神奈川県在住の30代男性。1月3日から発熱があり、6日に武漢市から帰国して県内の医療機関を受診。10日から入院し、15日に症状が軽快して退院となった。14日に県内の医療機関が管轄の保健所に報告した。6日に本人が医療機関を受診した際、武漢市の滞在歴の申告。その後、原因が明らかでない肺炎などの患者に関する国立感染症研での検査制度(疑似症サーベイランス)に基づき報告された。【メディファクス】